

民主党政策集

(目次)

震災復興	2
内閣	5
新しい公共	8
少子化・男女共同参画	11
消費者・食品安全	13
行政改革・規制改革	14
公務員制度改革	16
財務金融	17
税制	19
総務	21
政治改革	23
厚生労働	24
文部科学	35
成長戦略・経済対策	39
経済産業	43
エネルギー・環境	45
環境	47
農林水産	50
国土交通	53
法務	59
外務防衛	60
経済連携	63
憲法	64

『民主党政策集』について

ここに掲載した民主党の政策は、2013年参議院選挙重点政策を作成するために、全議員に開かれた政調内の部門会議、調査会、PTにおいて丁寧な議論を重ね、また、各都道府県連との意見交換も重ね、政調役員会、『次の内閣』で確認した、現時点における民主党の政策です。

参議院選挙を通じて、国民の皆さま、各界からご意見を頂きながら、今後さらに政策検証を進め、さらに充実した内容としていきます。

震災復興

震災復興

- 被災地に寄り添った復興を加速します。復興庁・復興特区・復興交付金など復興に向けた仕組みをさらに強化し、地域で夢の持てるまちづくり、高台移転の促進、雇用・働く場の創出などに取り組むとともに、行政のワンストップサービス化を進めます。
- 被災自治体が、それぞれの実情にあった復旧・復興の取り組みを推進できるよう、人的支援について十分に配慮します。
- 被災地での公共工事の入札不調が続いている状況に鑑み、復旧・復興に必要な人材・資材の不足・高騰への対応に万全を期します。
- 国直轄の復興道路（三陸沿岸道など）の整備を加速し、おおむね6年以内に全線開通をめざします。
- 震災後、不通のままとなっているJR山田線や大船渡線、常磐線などの鉄道による完全復旧をめざします。
- 喫緊の課題となっている地方公共団体による復興整備事業の用地取得の迅速化のため、不在者財産管理人・相続財産管理人の人材を確保し、複数の不在者の代理を可能とする民法の特例を定めることなどを内容とする「土地処分迅速化法案」を成立させます。
- 被災地の復興に直接的に資する場合や学校などを除き、復興事業は被災地に限定させるよう厳正にチェックしていきます。
- 民主党政権は、復興を推し進めるため、これまでにない税制上の支援措置を講じてきました。今後とも被災地の実情、復興状況を踏まえつつ、支援措置を適切に講じます。加えて、特に被災者の方々の住宅再建をはかる観点から支援を進めます。
- 東日本大震災から2年が過ぎた現在、一日も早い復興に向けて必死で取り組んできた、被災地の中小企業・小規模事業者、農林漁業者、観光業者等への支援を加速します。そのために、被災地以外における風評被害対策を含め、あらゆる政策資源を投入します。
- 子どもの心身のケアを長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。

○健康や将来に対する不安を払拭できるよう、「子ども・被災者支援法」に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。

福島再生

- 原子力政策を推進してきた国の社会的責任を認め、原子力災害からの福島
の復興及び再生を強力に推進します。
- 事故原発の安全確保に万全を期すとともに、廃炉の課題に主導的に取り組み、
除染の徹底、経済被害等に対する速やかな賠償などを通じて、住宅の確保な
ど被害者の生活の再建・安定化を可能な限り迅速に進めます。
東電福島第一原発の廃炉、福島県等の除染、福島の方々の健康管理につい
ては、国が責任をもって取り組むよう、強力に求めています。
- 福島第一原子力発電所の事故原因の解明を徹底的に進め、規制基準等へ反映
させます。また、原発事故の対応において、汚染水漏れや停電などの事故が
多発していることから、事故対応を強化し、再発防止を徹底します。
- 現時点では、長期にわたる個人の被曝線量の管理が一元的にできない状況に
あるため、国の責任で、個々人の被曝線量を一元的に管理できるシステムを
構築し、廃炉作業等の従事者の健康不安を解消します。
- 中間貯蔵施設は、地元の意見を十分に尊重しながら、国の責任で設置します。
- 福島の産業の復興及び再生にあたっては、太陽光や風力などの再生可能エネ
ルギー産業、医療関連産業の拠点の創出・形成や情報通信技術に関わる研究
開発の支援など、平成 24 年（2012 年）7 月に定めた「福島復興再生基本方針」
に基づいた取り組みを進め、福島の地域経済を活性化して雇用を拡大します。
- 指定廃棄物は、地域住民の意見を十分に聞き、関連自治体と十分に協議を重
ねた上で、国が責任を持って処理します。
- 福島再生を担う豊かな人材を育成するため、福島における様々な教育・研究
活動への支援を強化します。

内閣

生命を守る防災力強化

- 災害から国民の生命（いのち）を守る国づくりを進めます。東日本大震災の教訓を踏まえて、政権時から災害対策基本法、災害救助法など災害関係法案を改正して、着実に災害に備えるための法整備を進めてきました。ハード面だけではなく、人と地域のチカラを活かして、災害に対する態勢や運用などソフト面での備えを充実し、国、自治体、地域の緊急対応力を強くします。
- 大災害発災後 72 時間の対応が極めて重要であり、避難、救命・救助、情報、輸送など国民を守る緊急対応のために政府・自治体がより一層迅速・的確に行動できるように、「命の防災基本法」の制定をはかるなど、態勢の整備を強力に進めます。その際には地域ごとの住民事情とともに、特に女性、子ども、高齢者、障がい者などの立場・状況が十分に反映された態勢を整備します。
- 特に大災害発生時に国、地方自治体が迅速かつ的確に対応できるように、危機管理を専門とする人材の育成とともに、総合的に危機管理にあたる組織・態勢について検討します。内閣官房の危機管理部門、内閣府防災部門、消防庁等の発展的な統合による「災害対策庁」（仮称）を設置して災害緊急対応に総合的にあたれるようにし、将来的には「危機管理庁」（FEMA）への昇格も視野に検討します。
- 大災害から国民の生命（いのち）を守るという視点に立って、命の道づくり、防潮・砂防対策など必要なハード面の整備を行う一方で、ハザードマップの作成やリスクの情報開示を徹底し、災害に備える事前の態勢や制度などソフト面の整備を進めます。
- 地域のコミュニティを活かした地域防災力の強化を進めます。民生委員の負担が大きい現状にあって、地域で災害に備えて専門的に取り組む人材を育成するとともに、消防団や自治会、町内会など様々な住民組織や住民の参加・協力を得ながら、地域における防災教育と訓練など防災への取り組みを進めます。また災害ボランティアや災害時に支援にあたる多様な団体との連携、災害ボランティアに関わる保険制度の拡充、支援物資や資金、情報の共有・連携などにおいて、きめ細かく機能的に連携した対応ができるように環境を整えます。
- まず災害時に国民の命を守る緊急対応の観点を重視し、避難施設や経路、防災情報や通信、防災訓練などソフト面を徹底的に見直します。その際には地

域ごとの住民事情とともに、特に災害時に支援を要すると考えられる人々の立場や状況が十分に反映された態勢を整備します。これらを踏まえて、避難所、道路やヘリポート、通信手段、輸送車両など必要な施設、設備などのハードを整備します。

- 東海・東南海・南海地震や首都直下地震を具体的に想定した避難路や避難場所の緊急整備、首都機能のバックアップ体制の整備などの対策を進めます。南海トラフ巨大地震対策、首都直下地震対策に対処するために必要な法律の早急な整備・制定をはかります。
- 耐震住宅の割合を 9 割以上に引き上げることを目標に、建築基準法等関係法令の改正を行い、一般住宅の耐震化に対する支援を拡充します。

女性・子どもへの暴力の根絶

- 民主党が主導してきたDV防止法、ストーカー規制法の強化・改正を踏まえ、的確な運用を進めます。性犯罪などへの対応で、女性の立場・視点がより反映され強化されるように女性警察官の採用・登用を増やすとともに、そのための態勢・環境を整えます。
- かけがえのない子どもたちの命を守ります。子どもの虐待防止に社会全体で取り組みます。

サイバー世界の安全

- サイバー犯罪・テロなどに対処するため、法律等を整備するとともに、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）の調整機能を強化し、外国に対する窓口の一本化、総合的かつ体系的な研究・分析体制の整備、警察はじめ関係機関の連携による実効的な対処態勢の確立をはかります。

自殺対策

- 民主党政権下において年間の自殺者が 15 年ぶりに 3 万人を切りました。自殺者の更なる減少をめざし、職場や地域におけるうつ対策、自殺対策に引き続き取り組みます。「よりそいホットライン」の拡充など、基本法の見直しも含め、「自殺総合対策大綱」に即した対策をさらに進め、一人でも多くの命を救います。

障がい者政策

- 「障がいのあるなしによって分け隔てられることのない社会」をめざし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、学校、職場、地域において、共に生きる社会を実現します。その第一歩として「障害者差別解消法」を成立させました。民主党は法律制定を主導してきた立場から、障害者政策委員会をはじめとする当事者の声を第一に、基本方針、対応要領、対応指針を国・自治体が策定するよう働きかけます。国や地方自治体、民間事業者等により合理的な配慮がなされ、共に学び、働き、支え合い生活する共生社会の構築を進め、「障害者権利条約」を早期に批准します。

研究開発の成果の還元等

- 民主党政権下で、関係府省が連携してiPS細胞等の研究をはじめとする最先端の研究への予算の拡充をはかりました。再生医療、バイオ、ICT（情報通信技術）等のイノベーションの推進にさらに取り組むとともに、世界最先端の研究基盤の整備・共用を推進し、世界の研究者を惹きつける国際的な研究拠点を充実させます。
- 宇宙の開発や利用に関して一体的に推進できる体制が整備できたことを踏まえ、準天頂衛星の体制整備などを通じ、着実に宇宙の開発利用を進めます。

沖縄政策

- 沖縄振興一括交付金を充実し、先端的な特区を創設するなど、自然や地域の特性を活かした産業の育成に取り組むことで沖縄の自立的かつ継続的發展に繋げていきます。
- 平和構築の拠点として、国際会議の誘致をめざします。
- 在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施し、抑止力の維持をはかりつつ、日米地位協定のあり方を含め、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力をあげます。約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を実現させます。

アルコール依存症対策

- アルコール依存症の予防や治療普及を含めた「アルコール基本法（仮称）」の議論を進めます。

新しい公共

「新しい公共」の推進

- すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つことの喜びを大切にする社会、新しいサービスが市場に興り、活発な経済活動が展開され、よい循環の中で発展する社会をつくるために、「新しい公共」をさらに積極的に進めていきます。個人やNPO・NGOなど市民団体・企業など多様な主体が一定のルールのもとで、当事者として公益に参加し、それぞれの役割と責任を担いながら協働（ネットワーク化）を進め、「支え合いと活気のある社会」に向けた当事者たちの「協働の場」を広げていきます。
- 市民が公益を担う社会に向けて、引き続きNPOやNGO、地域の協同組合や自治会など多様な「新しい公共」の担い手とその活動を応援していきます。担い手と緊密に連携しながら、その経営基盤や運営力、資金力の強化、人材育成・基盤強化のための政策・予算措置、社会的事業推進のための法人・認定制度や情報公開制度の見直し、ICTなど最新の情報通信技術を活用しての公益活動や社会事業の推進、政府・自治体の意思決定プロセスへの参加の促進、大規模災害時の政府との連携構築などに取り組み、活動環境の整備を進め、「新しい公共」をさらに広げていきます。

中間支援組織支援

- 「新しい公共」の担い手の中核となる団体は未だに人的・財政的・組織的基盤が弱いことから、その推進が未だに十分ではありません。「新しい公共」をさらに推進するため、地域での活動や組織運営の基盤の強化に資するよう、中間支援組織などに対する国の新たな財政的な支援制度の創設の検討に取り組みます。またこれまで地域で公共を担ってきた協同組合、自治会などについて、これらの活動や組織運営の充実・強化のための施策や支援措置について検討を進めます。

支援措置の強化

- 認定NPOや公益法人等に対する寄附における相続税率の軽減措置や損金算入限度額の拡充など、税制面での支援措置について検討を進め、民間の資金

が「新しい公共」の担い手にまわるようにしていきます。

- 特定寄附信託（ブランドギビング）において、現金だけでなく土地・建物も信託対象にすることについて、検討を進めます。中小企業が利用できる制度をNPO法人や地域の協同組合など「新しい公共」の担い手も利用できるような制度改正の検討を進めます。また、市民金融（NPOバンク）が機能し、新しい公共の担い手が資金を得やすくするよう、制度改正に取り組みます。
- 休眠預金は10年間で6,000億円から9,000億円が累積されると見込まれています。未来のための投資として、再生可能エネルギー、ベンチャー企業、地域活性化、子育てなど社会的成長分野、新しい公共の担い手を中心に、長期資金の供給が求められながら既存の金融システムや公的ファイナンスでは十分に手当てされていない分野に、休眠預金を活用するための仕組みを構築します。その際には資金運営・運用体制は民間が主体となるような制度とします。

オープンガバメント（開かれた公共）

- 行政が独占してきた公共政策にかかわる情報を活用しやすい形で公開することにより、行政の透明性と信頼性を向上させます。情報通信技術を活用した効率的な情報共有やコラボレーションを通じ、市民・企業など多様な主体が政策決定プロセスに参画してともに公共を担うオープンガバメント（開かれた公共）への転換を進めます。「新しい公共」の担い手が、行政と共にビッグデータやクラウド、ソーシャルメディアなどを活用して新たな社会的事業や公的サービスを創出・充実させることにより、地域における公共を強くしなやかなものへと発展させます。

官民の連携・交流

- 官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）を創設し、地域のソーシャルビジネスを支援します。さらに、NPOなど新しい公共の担い手と、国・地方自治体との人的交流を拡大することにより、担い手支援を進めます。

討論型世論調査

- 2030年代に原発ゼロ社会をめざすとした政府の決定に、討論型世論調査の果たした役割は非常に大きいものでした。この方式はこれまで世界中で多くの実績を積み重ねてきたものですが、政府の政策決定過程の一部に位置づけら

れたのは世界で初めてでした。日本政府の将来の選択として重要なだけでなく、国民一人一人にとっても大事な課題について討論型世論調査を積極的に行えるように環境整備を進めます。

民間公益活動

○民間公益活動を活性化させるため、公益認定基準の見直し、公益法人の会計基準の見直し、公益信託制度の抜本改革、誰でもアクセス可能な情報公開制度の構築などにより、民間の公益事業の自立的発展を後押しします。

少子化・男女共同参画

男女共同参画社会

- 女性も男性もライフスタイルや境遇にかかわらず、社会の一員として能力を発揮できる社会をつくります。
- チャレンジする女性を応援します。女性の人生のさまざまな場面での選択を広げ、家庭で、職場で、社会で、女性の力が発揮されるよう、より一層の男女共同参画社会の実現をはかります。
- 共働き世帯の増加など社会の構造変化に対応し、男女共同参画社会に資する、性やライフスタイルに中立的な税制の実現に取り組みます。
- 結婚、出産後、介護、看護など様々なライフステージにおける休職・離職に対応し、就業の継続・復帰を支援します。不当・差別的な取り扱いをされないよう、職場環境を整備します。労働時間規制により、男性も女性も「ワークライフバランス」（仕事と生活の調和）が可能な環境を整備します。

子育て

- 男性と女性が共に子どもを育てる社会をつくります。女性の社会参加に不可欠な男性の育児参加の抜本拡充に取り組みます。具体的には、育休の代替要員確保を支援することなどにより、男性の育児休業取得率向上をめざします。また、自治体と連携し、特区などモデル事業を通じて、育メン・域メン（イクメンを通じた地域活動）、育ジイ（孫の育児に積極的に取り組む祖父）を増やします。
- 妊婦健診の公的助成を含め、出産にかかる費用を助成し、自己負担がほぼないようにします。不妊治療に関する支援をさらに拡充します。
- 子育て支援の予算を増額して、子育てを直接支援する新児童手当と合わせて、保育所・認定こども園・放課後児童クラブなどを通じたサービス、育児と仕事の両立ができる支援を充実させます。
- 待機児童の解消をめざし、就学前の子供の教育と保育を保障します。保育・幼児教育の負担軽減について検討します。
- 保育所定員の増員、待機児童の解消、放課後児童クラブの整備を積極的に行うほか、職員の配置基準の改善など、質の高い幼児教育・保育等を実現するため、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、着実に進めます。

- 保護者の就業形態にかかわらず、また都市部でも地方部でも安心して子どもを通わせることができるよう、幼保連携型認定こども園や小規模保育などへの給付制度を着実に実施します。
- 病児・病後児保育など多様な保育の提供に取り組みます。
- 就学前の様々な保育施設についても、段階的に支援対象を拡大します。
- 子どもにかかわる施策について、省庁の縦割りを排し、総合的な子ども・子育て支援を実施するため、早期に「子ども家庭省（仮称）」の設置をめざします。

子どもの安全

- 子どもの食品アレルギーなどに対応するため、就学前施設への栄養士の配置を検討します。
- 「いじめ対策推進基本法」に基づき、子どもの命を守り、いじめや不登校に苦しむ子どもたちをなくします。
- 子どもの虐待防止に社会全体で取り組みます。
- 「子ども通学安全確保法」の制定に取り組み、国が責任を持って体制整備を行うことにより、通学路などでの子どもの安全を守ります。
- 公立学校施設、国立大学などの耐震化を完了します。私立学校についても早期の完了をめざします。また、老朽化対策も進めます。
- 子どもたちに21世紀にふさわしい学びを保障するため、教職員の数を増やし、少人数学級を着実に推進します。
- 体罰は学校教育法で禁止されており、決して容認できるものではありません。「体罰等防止法」を制定し、体罰禁止・防止の徹底をはかります。
- 子どもの心身のケアを長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。
- 健康や将来に対する不安を払拭できるよう、「子ども・被災者支援法」に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。

消費者・食品安全

消費者政策

- 地方消費者行政の強化、消費生活相談員制度の機能の充実・強化をはかります。地方消費者行政を継続的に下支えする財源を確保し、どこに住んでいても消費生活相談が受けられる体制を整備します。また、専門性の高い消費生活相談員の処遇改善と雇い止めを抑止する為の法整備等の検討を進め、地方消費者行政の強化をはかります。
- 消費生活相談の過半を占める財産被害の救済と消費者団体訴訟制度を実効あるものとするため、悪徳業者が違法に集めた財産を没収する制度を創設します。
- 「集団的消費者被害回復のための訴訟制度」を早期に整備し、公正な経済活動で安全・安心で健全な消費生活及び市場経済を築きます。
- 多重債務問題の抜本的解決に向けて、ヤミ金融業者など悪質業者に対する取締りの徹底やセーフティネット貸付の拡充をはかり、消費者被害を未然に防ぎます。
- 消費者の権利と自立を支援する観点から安全・安心な食生活を提供します。安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、食品トレーサビリティの促進、加工食品の原料原産地表示拡大と食品添加物、遺伝子組み換え食品の表示やアレルギー表示を進めます。
- 消費者教育推進法が施行されました。消費者の権利である消費者教育を学校、職場、地域などで推進します。
- 食品と放射能に関する消費者の理解を広げるリスクコミュニケーションを推進し、風評被害をなくすために、消費者に的確な情報発信をします。

行政改革・規制改革

税金の使い道の透明化・情報公開法

- 誰もが、税金を何に使ったかを確認、チェックできる仕組みを強化します。民主党では「行政事業レビュー」を導入し、国が行う 5,000 を超える全事業を統一シートで公表してきましたが、外部性と公開性、使いやすさ、用途の総覧性をさらに高め、予算編成過程、用途の透明化を強化します。
- 予算にかかわる職員の責任強化などを規定する「予算執行職員責任法改正案」、会計検査院の実地検査事項の検査報告書への記載義務づけなどを規定する「会計検査院法改正案」の成立をはかります。
- 情報公開法を改正し、国民の知る権利を法定するとともに、手続きの簡素化や開示情報を拡大することで、税金の用途や行政情報を透明化します。また、閣議等の議事録を作成して、一定期間経過後に公開するルールの制度化について検討します。

調達改革・PFI

- 公共事業が増加する中、入札・契約のプロセスや契約内容の透明性・競争性が確保されているかを厳しくチェックします。落札環境の透明性を高め、不断の入札・調達制度改革を進めることでムダを排除し適正化を実現します。特に随意契約、指名競争入札、いわゆる「一者応札」における情報公開の徹底、請負時の労働条件の適正化を実現する法制化を行います。
- また、国及び地方公共団体が公共施設整備を行う際、まずはPFIでの実施可否を検討する制度の導入に向けた検討を進めます。

国家公務員総人件費・特別会計改革・独立行政法人改革

- 既得権や癒着の構造を断ち切るために、常に行政構造の見直しを続けます。国家公務員総人件費 2 割削減目標を含む「行政改革実行法案」を早期に成立させ、国の取り組む行政改革の理念、行革実行体制を確立し、実際に取り組む施策を明確にすることで、国民本位の行政を実現します。
- 特別会計をさらに透明化するために、17 会計 51 勘定を 12 会計 27 勘定に改革する「特別会計改革法」と、官の肥大化を阻止し、民間との役割分担を明確

化した上で 101 法人から 65 法人に改革を進める「独立行政法人改革法案」を
早期に成立させます。

公務員制度改革

公務員制度改革

- 「行政改革実行法」を制定し、国家公務員退職者の独立行政法人などへの天下りを厳格に監視します。
- 人材開発と能力・実績主義の徹底、「コストの見える化」による意識改革、過度な「前例踏襲主義」との決別を進めます。
- 各府省の幹部公務員の人事管理は内閣で一元的に行います。
- 国家公務員制度改革関連法案を成立させ、公務員の労働基本権を回復して、民間と同様、交渉によって労働条件を決定する仕組みをつくります。
- 国家公務員総人件費は、すでに1割削減が実現していることを踏まえ、「行政改革実行法」に基づく改革を進め、2割削減目標（平成21年度（2009年度）比）をめざします。
- 地方公務員についても、能力や実績に基づく人事管理の徹底、天下り規制の厳格化を進め、また民間と同様に交渉によって労働条件を決定する仕組みにより各自治体の事情に応じた柔軟な人事制度を構築するための「地方公務員法等改正案」を国会で成立させるとともに、消防職員については団結権を認めます。

財務金融

脱デフレ・経済成長

- 日本経済の大きな課題であるデフレ脱却のために、強力な金融緩和が必要ですが、金融政策のみでデフレ脱却を実現することは困難です。そればかりか、過度に金融政策に依存することは、かえって我が国の経済、国民生活に大きな混乱をもたらしかねません。日銀の「量的・質的金融緩和」はデフレ脱却に向けた意欲だと受け止めますが、過度な円安やそれに伴う悪い物価上昇、金利乱高下、出口戦略などの懸念があります。2%の物価安定目標の実現に際しては、経済・財政状況、国民生活などにも十分に留意し、柔軟な金融政策を講じることを日銀に求めます。
- デフレ脱却・安定的な経済成長を実現するためには、成長戦略の着実な実施、財政健全化への道筋の明確化などが重要であり、政府に大きな責任があります。民主党は「行政改革や社会保障の効率化などの歳出改革」「成長戦略」「歳入改革」の3本柱で財政健全化に取り組んでいきます。その道筋を明らかにするため、平成32年（2020年）にプライマリーバランス黒字化をめざす工程表を含めた「財政健全化推進法」の制定をめざします。

特別会計改革

- 民主党政権では特別会計を対象に「事業仕分け」を行い、ムダづかいの削減や「埋蔵金」の検証などを進めてきました。その結果、既に役割を終えた特別会計が残っているなど、さらなる改革が必要であることが判明したので、これを実現するため、「特別会計改革法」の制定をめざします。主な内容は「特別会計の数を17から12に削減する」「特別会計の歳出純計（特別会計同士のお金のやりとりを除外した、実質的な特別会計全体の予算規模）を8.2兆円から5.5兆円に削減する」などです。また、公共事業を経理する「社会資本整備特別会計」を廃止することで、道路特定財源の復活の流れを食い止めます。

公会計制度

- 一般会計、特別会計について、民間企業と同じように発生主義・複式簿記に

よる国の財務諸表の作成し、インターネットで公開することを義務づけます。また、現在は各年度の決算が11月に政府から提出されていますが、これでは翌年度の予算編成に十分に生かせません。決算を予算に適切に反映させるため、決算の提出時期を前倒しします。これらを政府に義務づける「公会計法」の制定をめざします。

歳入庁の創設

○現在、例えば中小企業の皆さんは、税金は税務署に、年金や医療の保険料は年金事務所に、雇用保険の保険料は厚生労働省の出先機関に納めなくてはなりません。どれも政府に対して納めているのに、納める場所がバラバラで時間や手間がかかります。このような不便を解消するために、税金、医療・年金の保険料、雇用保険の保険料をまとめて扱う歳入庁を設置し、ワンストップで全ての保険料の納付や相談ができるようにします。また税や保険料の徴収担当の職員を歳入庁に集中させ、人員の効果的な配置や情報の共有化を進め、不当に税金や保険料を払っていない人への対応を強化します。これらを実現するため、「歳入庁設置法」の制定をめざします。

税制

復興支援

○民主党政権は、復興を推し進めるため、これまでにない税制上の支援措置を講じてきました。今後とも被災地の実情、復興状況を踏まえつつ、支援措置を適切に講じます。加えて、特に被災者の方々の住宅再建をはかる観点から支援を進めます。

消費税引き上げ時の影響緩和対策

- 社会保障制度を持続可能なものとするため、消費税引き上げによる増収分は、すべて社会保障の財源に充てます。
- 消費税引き上げの時期が近づく中、国民生活・経済への影響を考慮し、下記の通り消費税影響緩和対策に万全を期します。
 - ・平成 26 年（2014 年）4 月の消費税の引き上げに合わせて、生活必需品にかかる負担増を軽減するため、低所得者への給付措置を実施します。平成 27 年（2015 年）10 月の再引き上げの際にも、確実に給付付き税額控除などにより逆進性対策を行います。
 - ・自動車取得税及び自動車重量税の当分の間税率を廃止するとともに、さらなるグリーン化等、地方財政に配慮しつつ、負担の軽減、簡素化及びグリーン化の観点から、抜本的な見直しを行います。
 - ・住宅について中低所得者の負担緩和のための給付措置を行います。加えて、被災地の方々の住宅再建をはかる観点から支援を進めます。
 - ・医療機関・介護施設等のいわゆる損税問題（控除対象外消費税問題）について措置を講じます。
- 転嫁対策のための特別措置法を踏まえつつ、事業者・農林漁業者が価格に消費税分を適正に転嫁できるようにします。

生活者・働く者の立場にたった税制の確立

○所得再分配の観点、子育て等で負担の大きい給与所得者を支える観点などから、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」の流れを進めます。また、給与所得者の確定申告の機会を拡大し、公平性を担保していく観点な

どから、特定支出控除を拡大します。

- 共働き世帯の増加など社会の構造変化に対応し、男女共同参画社会に資する、働き方に中立的な税制の実現に取り組みます。
- 新しい公共の担い手を支える税制をさらに拡充します。NPO等に対する支援税制（市民公益税制）について改善をはかり、大学等に対する寄附金税制を充実させます。
- 現役世代の負担感の軽減、世代間格差是正の観点から、結婚・出産時などライフステージごとの支援にかかる贈与税のあり方について、世代内格差の観点も考慮しつつ、検討します。
- 納税者の利便性の向上をはかる観点等から、複雑な手続きの改善等に資する「納税者権利憲章」の制定、税理士業務や資格取得の在り方など税理士法改正を含め、納税環境整備を進めます。
- 民主党政権が制定した「租特透明化法」による国会報告に基づき、効果が不明なもの、役割を終えた租税特別措置などは廃止し、真に必要なものは恒久措置へ切り替えます。

中小企業、農林水産業の支援

- 地域雇用の基盤である中小企業、農林水産業を支え、育てるため、取り巻く環境に配慮しつつ、支援・育成する税制について幅広い角度から検討し、強化・改善します。
- 税制、立地支援、規制の見直しなどの見直しにより、空洞化対策や中小企業を含めて企業が活動しやすい環境を整備します。
- 中小企業に係る税制（事業承継、印紙税、交際費課税など）を強化・改善し、中小企業をしっかりと支援します。

総務

地域主権改革

- 霞が関主導の中央集権政治、利権政治から脱却するため、地域自主戦略交付金（一括交付金）を復活し、地方財政の充実をはかります。
- 平成 24 年（2012 年）に閣議決定した「地域主権推進大綱」を着実に実行します。
 - ・基礎自治体への権限・財源移譲をさらに進めます。
 - ・特に土地活用など、まちづくりの権限移譲に積極的に取り組みます。
 - ・国の出先機関は原則廃止し、国と地方の二重行政を解消します。
 - ・義務付け・枠付けの見直しをさらに進めます。
 - ・条例制定基準はできるだけ「参酌基準」とし、条例制定権の拡大をはかりません。
- 都道府県から政令市への権限と財源の移譲を進めるとともに、都道府県と政令市の関係を大幅に改めることも含め、住民本位・国民本位の視点から大都市制度を見直します。
- 上記施策を進め、都道府県の役割が相当程度縮小した段階において、道州制を導入することについて、地方や国民の声を十分に聞きながら、検討します。
- 非常勤職員の待遇改善に向け、「地方自治法改正案」の成立をはかります。

情報通信政策

- 国の成長戦略の中核に ICT（情報通信技術）を位置づけ、世界をリードする技術とサービスの革新をめざし、国際的な競争や連携を視野に入れた新しい競争・規制政策を確立します。また、産官学民の強力な連携体制により、国民生活のあらゆる分野で課題解決型の先進的な ICT（情報通信技術）サービスの提供と質の高い雇用の創出を実現し、国民の暮らしを世界一豊かにしていきます。
- 運用コスト削減や情報セキュリティ対策の向上等のため、政府情報システムや地方自治体の情報システムについて、クラウド化を推進します。
- ICT（情報通信技術）の利活用促進を通じて学習者本位の教育（未来の学校）を実現し、21 世紀の日本を担う豊かな人材を育成します。全ての小・中・特別支援学校へのネットワーク基盤環境の整備、デジタル教科書の普及、教

育クラウドの実用化に取り組みます。インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育、支援技術の研究・開発・普及体制を強化します。

- 国民の財産である電波（周波数）の移行・再編等を促進し、最大限有効に活用します。公平性、公共性の観点も踏まえて電波オークション（電波利用権限の入札による取得）を導入することなどを通じ、情報通信のさらなる革新と利活用を進めます。
- 放送については、地域社会・文化の振興、視聴者・ユーザーの利便性向上、我が国経済の成長への寄与をめざし、スマートテレビ等の放送サービスの高度化、デジタル放送日本方式（ISDB-T）の海外普及、日本コンテンツの海外展開の強化等の施策を推進します。また、インターネットを介した放送番組の流通などコンテンツの2次利用を促進します。
- ICTを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生ずる格差（デジタル・ディバイド）を解消するため、誰もがICTを利用できるよう、基盤整備や支援を進めます。地上デジタル放送については、難視聴対策、字幕放送、解説放送の拡大などを進めます。

郵政改革・国民の利便性向上

- 平成24年（2012年）の通常国会で成立した「改正郵政民営化法」に基づき、以下の通り、国益を第一に考え、郵政・金融サービスを国民があまねく受ける権利を保障する施策（ユニバーサルサービスの維持・提供）を進めます。
 - ・利用者の利便性向上の観点等から、新規事業の認可については、法律に基づき手続を進めます。
 - ・郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、日本郵便株式会社に係る税制上の措置については、他の事業形態とのバランスも勘案しつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、検討を進めます。
 - ・株式上場の環境整備を進め、復興財源確保に向けて、早期に日本郵政の株式の売却を実現します。
- 国民の利便性向上等の観点から、行政書士法の改正に向けた検討を進めます。

政治改革

- 衆議院の議員定数を 80 議席削減します。参議院の定数は 40 議席程度削減します。
- 現職国会議員が引退する場合、その親族（三親等以内）が引き続くかたちで同一選挙区から立候補する、いわゆる世襲について、民主党は今後も内規で禁止します。
- 企業・団体献金は、禁止します。
- 国会議員関係政治団体の収支報告書をインターネットで一括掲載します。
- 国会議員の関係政治団体の収支報告書の開示期間を 3 年間から 5 年間に延長します。
- 一般有権者もメールによる選挙運動を行えるようにします。
- 大震災復興期間における歳費減額（臨時特例 12.8%）を継続します。ただし、衆議院の定数削減が実現する（法的措置が講じられる）までの間は、削減の幅を拡大し、20%減額とします。
- 決められる政治、熟議の国会とします。両院協議会のあり方を見直します。国益および外交上の観点から、閣僚の国会出席義務を緩和するとともに、議会開会中であっても政党・議員外交が積極的に行えるようにします。

厚生労働

子ども・子育て支援

- 妊婦健診の公的助成を含め、出産にかかる費用を助成し、自己負担がほぼないようにします。これまで拡充してきた不妊治療に関する支援をさらに充実します。
- 子ども・子育て支援の予算を増額して、子育てを直接支援する新児童手当とあわせて、保育所・認定こども園・放課後児童クラブなどを通じたサービス、育児と仕事の両立ができる支援を充実させます。
- 待機児童を解消し、保育・幼児教育の負担軽減について検討します。質の高い幼児教育・保育等を実現するため、保護者や地域の実情に応じて計画を立て、保育所定員の増員、放課後児童クラブなどの整備、職員の処遇や配置基準などを着実に進めます。病後・病児保育など多様な保育の提供に取り組みます。
- 民主党政権では、3年間で保育所定員を約11万人、放課後児童クラブの利用児童数を約4万人増やしました。さらに保育所定員の増員（平日昼間の保育利用児童数を平成29年度末までに約40万人増やして約265万人とすることをめざす）、放課後児童クラブなどの整備（放課後児童クラブの利用児童数を平成29年度末までに約44万人増やして約129万人とすることをめざす）を着実に進めます。
- 保護者の就業形態にかかわらず、また都市部でも地方部でも安心して子どもを通わせることができるよう、幼保連携型認定こども園や小規模保育などへの給付制度を着実に実施します。
- 子ども・子育て支援の省庁の縦割りを排します。子どもにかかわる施策について、省庁の縦割りを排し、総合的な子ども・子育て支援を実施するため、早期に「子ども家庭省（仮称）」の設置をめざします。
- かけがえのない子どもたちの命を守ります。子どもの虐待防止に社会全体で取り組みます。
- 男性と女性が共に子どもを育てる社会をつくれます。女性の社会参加に不可欠な男性の育児参加の抜本拡充に取り組みます。具体的には、育休の代替要員確保を支援することなどにより、男性の育児休業取得率向上をめざします。また、自治体と連携し、育メン・域メン（イクメンを通じた地域活動）、育ジイ（孫の育児に積極的に取り組む祖父）を増やします。

雇用・労働

(労働条件の改善)

- 労働者を使い捨てにし、解雇をしやすくする「解雇の金銭解決制度」の導入や、地域や職務を限定する「限定正社員」の名を借りて正社員を解雇しやすくする見かけ正社員づくり、「ホワイトカラーエグゼンプション」（残業代ゼロ）、「労働者派遣法の緩和」など、今の政府がめざす労働規制緩和を認めず、雇用の安定をはかります。
- 雇用のあるべき姿を確立します。公平・公正なワークルールのもと、雇用の安定をはかり、世帯の可処分所得の向上をめざします。雇用のあるべき原則などを定める基本法の整備に取り組みます。
- 非正規やパート労働者の均等・均衡処遇や、正規、非正規を問わず働く意欲を持つすべての人に対する能力開発の機会を確保するとともに、正社員への転換の推進をはかります。
- 最低賃金を早期に全国最低 800 円、全国平均 1000 円に引き上げることをめざします。引上げに際して中小企業への支援を行います。
- 雇用に関わる政策については、政府、労働者代表、使用者代表が協議して決定することを徹底します。
- 中核的労働基準に関するILO条約の批准をめざします。

(雇用の創出・雇用の安定)

- 成長分野で新規雇用を大幅に増やします。経済政策の最大の目的が雇用の維持・拡大であることを明確にし、グリーン（環境・エネルギー分野）、ライフ（健康・医療・介護分野）などの成長分野での産業育成を進め、平成 32 年（2020 年）までに 400 万人以上の新規雇用を生み出します。
- グローバル人材と高度技能人材の育成には、産官学の連携の強化をはかります。
- 若者の就労支援を拡充し、未来を担う人材を育てます。若者が夢と希望をもって働ける社会を実現するため、新卒世代を中心に、学校における職業教育やカウンセラーによる進路指導、ハローワークでの職業相談など就労支援をさらに拡充し、若年者雇用を促進します。
- 誰もが働ける社会をつくります。障がい者雇用を広げます。難病患者や高齢者が体力に応じて働ける環境をつくります。
- 雇用を守るため、雇用調整助成金を維持します。

(労働安全衛生の確保、ワークライフバランスの実現)

- 上限規制による労働時間短縮や年次有給休暇の完全取得に向けて法改正を行います。あわせて、十分な休息を確保できるよう、勤務と勤務の間のインターバルのあり方について検討します。
- 安全・安心の職場環境をつくります。意図的・恣意的に従業員に過酷な労働を強いることで労働者の選別や排除を企図する、いわゆる「ブラック企業」問題については、求人票に離職率を明記させることをめざします。
- 働く人が安全・健康に働ける職場環境を確保します。病気で休業、退職しても職場復帰し、生き生きと働き続けられるための支援策を進めます。
- 男女雇用機会均等法を「男女雇用平等法」とするとともに、「男女労働者の仕事と生活の調和をはかる」ことをめざします。
- パート労働法の改正で、更なる均等待遇を確保していきます。
- 男女がその個性と能力を十分に発揮する男女共同参画を実現します。チャレンジする女性を応援します。女性の人生のさまざまな場面での選択を広げ、家庭で、社会で、女性の力が発揮され、社会進出が進むよう後押しします。女性の活躍機会を拡大し、あらゆる分野でより一層の男女共同参画社会の実現をはかります。

社会保障制度改革

- 子どもから高齢者にわたる、持続可能な社会保障制度を構築します。消費税引き上げによる増収分は、すべて社会保障の財源に充てます。また、以前の自公政権のように一律に社会保障費をカットしません。
- 「歳入庁設置法」を制定し、税金と医療・年金の保険料、雇用保険の保険料をまとめて扱う歳入庁を設置します。

年金

- 民主党の追及で発覚した「消えた年金問題」について、未統合の年金記録5,000万件のうち、2012年9月までに、2,873件の記録を解明し、1,666万件を統合したことにより、1.7兆円の年金給付額を回復しました。また、年金記録が訂正されてから支払うまでの期間が大幅に短縮されました。今後も、残りの未統合記録の解明を着実に進めます。
- 非正規雇用が増加する中で国民皆年金を堅持できるよう、公的年金制度の一元化、最低保障年金の創設を中心とする民主党の年金制度改革案の実現をめざします。

医療

（医療提供体制）

- 民主党政権において 2 回連続で診療報酬を引き上げたこともあり、医療崩壊が食い止められました。誰もが必要な医療を受けられるようにするため、今後も医療の技術や医学管理を評価する観点から、診療報酬の引き上げに取り組めます。救急・産科・小児科・外科・精神科などの医師不足、看護師不足対策に取り組み、医療従事者の過酷な労働条件を改善します。
- 看護師の処遇を改善し、働き続けやすい環境の整備に努めます。多職種が連携することにより医療の質が高まります。医療現場における医療職間の連携を強化するとともに、医師の指示の下で看護師が行う行為のあり方を見直すことにより、質の高い医療を受けられるようにすること等チーム医療を推進します。在宅医療の拡充のため、訪問看護センターの活用を促進します。
- 薬剤師の処遇を改善するとともに、医療機関への配置、在宅医療への参加を促進します。
- 後発医薬品などの活用をはかるために医薬品情報提供体制を強化するひとつの方法として地域中核病院の薬剤部の活用をはかります。
- 中小病院及び有床診療所をはじめとした地域の医療機能全般の底上げをはかります。

（医療保険）

- 国民皆保険を堅持し、安定した医療保険制度をつくります。医療保険制度全体の安定的な運営のため、保険者間の負担の公平化、国民健康保険の都道府県単位化など医療保険の一元的運用を進めます。
- 高齢者医療について、年齢で差別する診療制度はなくなりましたが、保険制度についても年齢で差別する制度を廃止します。
- 高額療養費制度を拡充することにより、治療が長期にわたる患者の負担軽減をはかります。また、政府が検討している、高額療養費制度の見直しによる負担増は認めません。

（歯科医療）

- 民主党政権下で成立させた、歯科口腔保健法に基づき、歯科医療を充実させます。歯科領域でもチーム医療を推進し歯科衛生士・歯科技工士の就労環境整備にも取り組めます。
- 乳児から高齢者まで切れ目ない定期歯科健診を普及促進します。
- 高齢者・障がい者の地域生活を支える在宅歯科診療・障がい者歯科医療を充

実します。

(難病対策)

- 患者のニーズを踏まえ、難病対策を拡充します。難病対策委員会のとりまとめを踏まえ、新規指定や対象年齢拡大を望む様々な難病患者が必要な医療が受けられるよう、医療費補助の対象疾患を現行の56疾患から300疾患以上に拡大し、また都道府県の超過負担が解消されるよう、必要な財源を確保した上で、難病対策の法制化をめざします。実現するにあたっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。

(予防医療)

- これからは予防医療が重要であり、予防を充実させるためにワクチン接種及び健診、検診等を受診しやすい社会をつくります。
- 健康寿命を延ばします。このため保健衛生と健康指導、ロコモ(運動器障害)対策の充実などの予防医療を充実させ、健やかに老後を迎えることができるようにします。
- 予防重視で、妊娠から子育て、学校保健、産業保健、老人保健までを国民のライフサイクルに応じた切れ目のない生涯保健事業として一本化して実施します。メタボ健診、がん検診、婦人科検診などの受診率を高めます。
- 病院や介護施設も在宅や社会への復帰機能強化のため、予防やリハビリ、理学療法士、作業療法士等の活用に対する評価を重視します。
- 予防接種を拡充し、命と健康を守ります。予防接種の安全性を確保しつつ、定期接種対象を増やすことにより、国民が等しく予防できる疾病にかかることがない社会をめざします。予防接種法の附帯決議に基づき、おたふく、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎について、平成25年度中に定期接種化の結論を出します。また、ロタウイルスワクチンの早期定期接種化をめざします。
- ワクチンによって生じる副反応や有害事象の因果関係を検証し、国民が安心して予防接種を受けられるような社会基盤を整備します。

(医療の安全)

- 薬害事件の再発を防ぎます。これまで薬害肝炎事件をはじめ様々な薬害事件が起きたことに鑑み、薬害防止のために医薬品行政を監視・評価する第三者組織の設置法制化をめざします。
- 医療事故の原因究明、再発防止のため、医療事故調査制度における医療機関内の調査、及び第三者機関調査の仕組みについて法制化をめざします。

(医薬品・医療機器の開発・普及)

- ドラッグラグ（新薬承認の遅延）・デバイスラグ（医療機器承認の遅延）の解消に努めます。民主党政権において日米のドラッグラグは短縮しましたが、臨床研究と医薬品・医療機器の開発が円滑に進められる臨床研究拠点を増やし、ドラッグラグやデバイスラグの解消に努めます。
- PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化をはじめ、医薬品・医療機器の審査が迅速に進むように制度を整備します。また、医薬品などに係る副作用など有害事象を正しく評価できるように疫学調査なども充実し、日本発の医薬品の信用向上に努めます。

(統合医療)

- 漢方、健康補助食品やハーブ療法、食事療法、あんま・マッサージ・指圧、鍼灸、柔道整復、音楽療法といった相補・代替医療について、予防の観点から、統合医療として科学的根拠を確立します。アジアの東玄関という地理的特性を活かし、日本の特色ある医療を推進するため、専門的な医療従事者の養成をはかるとともに、調査・研究を進めます。

(心身医学)

- 心身医療の提供体制の整備を着実に進めるとともに、不登校、引きこもり、摂食障害等、心の悩みや問題を抱える青少年への診療体制を整備します。乳幼児健診への専門スタッフの参加等を検討します。カウンセリングの再評価を行い、カウンセラーの資格、評価を見直し、薬剤治療を中心としなくても適切な治療ができるようにします。

介護

- かかりつけ医と訪問看護など医療と介護の連携推進、安心して暮らせる住宅の提供、在宅サービスの充実、配食や見守りなど生活援助サービスの促進などにより、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 要介護度の進行の抑制、症状の改善のための介護サービスを重視します。
- 医療療養病床・介護療養病床から老健施設等への転換への助成を引き続き行います。介護施設への入所を必要とする人のために十分な病床が確保できていないことを踏まえ、介護療養病床の機械的な削減をしません。
- 認知症の早期診断・早期対応、若年性認知症対策、認知症の人の地域での暮らしを支える人材などの体制を計画的に整備する「オレンジプラン」を着実に実施し、認知症の人とその家族への支援を充実させます。
- 介護従事者等の処遇を改善するため、「介護従事者等人材確保法」を制定します。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士（ソーシャルワーカー）などの専門性が発揮されるよう、医療機関・介護施設への配置を進めます。
- 介護従事者のキャリアや能力がより評価されるよう、介護分野のキャリアアップのための制度を推進します。

医療・介護分野の研究開発体制強化

- 日本発の画期的な新薬を世界に向けて発信できる環境を整えます。
- ワクチン開発を支援し、日本企業の国際競争力を高めます。
- iPS細胞を利用した創薬への支援や創薬の環境整備を進め、日本発の医療技術を海外に輸出できる産業育成をはかります。そのため「再生医療推進法」の制定をはかります。
- 開発途上国が必要とする医薬品の開発を支援し、日本の医薬品が海外で使われる地盤づくりを進めます。
- 成長産業である医療関連産業の育成に努め、新たな労働市場を開拓していきます。
- 研究開発型の独立行政法人を最大限活用します。研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- 介護従事者などの労働環境を改善します。介護労働におけるロボット技術の応用に向け技術開発を支援していきます。

生活保護・生活困窮者支援

- 真に支援が必要な人に適切に生活保護の認定を行う一方で、不正受給を防止し、医療扶助に関する電子レセプト点検の強化や後発医薬品使用の促進など適正化を進めます。
- 現在行われていない受給要件の再確認を一定期間ごとに行い、また不正受給への罰則を強化します。
- 生活保護基準引き下げについては、生活保護世帯のみならず、多くの低所得者が負担増となることが懸念されるため、その影響や実態把握を行い、さらなる生活苦に陥らないよう見直しを求めます。
- 子どもの貧困を解消します。今の政府は過去最大幅の生活保護基準の引き下げを行いました。さらに、それに連動して個人住民税の非課税基準が引き下げられれば、子どもの貧困拡大が懸念されます。そのため、民主党が提唱して成立した「子どもの貧困対策法」に基づき、社会保障や学習支援、保護者の就労支援、高校生や大学生の奨学金などを充実させ、子どもの貧困を解消し、「貧困の世代間連鎖」を断ち切ります。
- 経済的に困窮している人や社会的に孤立している人の生活支援を拡充するため、求職者支援制度の活用、ハローワークや自治体のさまざまな相談機能の縦割りの解消、NPO等との連携により、社会復帰、早期就労や住居確保、学習支援など、自立支援を充実させます。
- 弱い立場に置かれた人を守ります。いわゆる「貧困ビジネス」被害を防ぐため、無料・低額宿泊所などを規制する法整備を行います。

自殺対策等

- 民主党政権下において年間の自殺者が15年ぶりに3万人を切りました。職場や地域におけるうつ対策、自殺対策に引き続き取り組みます。「よりよいホットライン」の拡充など、基本法の見直しも含め、「自殺総合対策大綱」に即した対策をさらに進め、一人でも多くの命を救います。
- 孤独死を防止するため、関係機関の連絡・連携体制の強化など地域のネットワークの取り組みを支援します。

障がい者対策

- 障がいのある人のニーズを踏まえ、障がい者施策を着実に進めます。障害者総合支援法の附則を踏まえ、障害種別や程度、年齢、性別を問わず、難病患者

者も含めて、家族介護だけに頼らずに、安心して地域で自立した生活ができるよう、仕組みづくりや基盤整備、人材育成に取り組みます。精神疾患による患者やその家族への支援を充実します。政策の推進にあたっては、当事者の声に引き続き耳を傾け、ともに議論しながら進めます。

- 障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現するため、民主党が主導してきた「障害者差別解消法」の成立を踏まえ、その実効ある運用をめざすとともに、「国連障害者権利条約」を早期に批准します。

文部科学

保育・幼児教育

- 待機児童の解消をめざし、就学前の子どもの教育と保育を保障します。保育・幼児教育の負担軽減について検討します。

初等・中等教育

- 子どもたちに21世紀にふさわしい学びを保障するため、教職員の数を増やし、義務教育における少人数学級を着実に推進することをめざします。教員の質を高め、研修制度を充実し、教員の修士比率を引き上げます。
- 現在の教育委員会制度を抜本的に見直し、教育の政治からの中立性を確保しつつ、教育における責任の所在を明確にするため、新たな地方教育行政法の制定をはかります。その中で保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家などが参画するコミュニティースクール・学校理事会の導入を促進し、それぞれの学校が創意工夫を発揮できるようにします。
- 希望する子どもたちが障がいの有無などに関わらず、同じ場で共に学ぶことを追求します。個別の教育ニーズのある子どもに対し、適切な指導と必要な支援を提供できるインクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育を実現します。
- 21世紀の日本を担う豊かな人材を育成するため、教育分野におけるICT（情報通信技術）利活用を推進します。すべての小・中・特別支援学校へのネットワーク基盤環境の整備、デジタル教科書の普及、教育クラウド（情報ネットワークを活用した教育）の実用化に取り組めます。また、インクルーシブ教育実現のために、障がい者の生活を助ける技術（アシスティブ・テクノロジー）の研究・開発・普及体制を強化します。
- 学校教育などを通じ、子どもの成長段階に応じた職業教育を推進します。
- 家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込める環境を維持するため、民主党政権で導入した高校無償化制度を継続します。高校の無償化は国際的な常識であり、ほとんどの先進国では所得にかかわらず授業料を徴収していません。自公政権が進める所得制限の導入は、制度の理念を大きく後退させるものであり、反対します。
- 学校現場で教職員が子どもと向き合う時間を確保していくため、教職員の過剰な負担を解消するなど環境整備を行います。
- 私学の建学の自由を最大限尊重するとともに、多様な教育の機会を確保する

ために私立学校や在校生に適切な支援を行います。

高等教育

- 大学などの授業料減免や奨学金をさらに拡充するとともに、返済の必要のない「給付型奨学金」の創設をめざします。高等教育無償化の漸進的導入を定めた国際人権A規約の趣旨に則り、大学や高等専門学校などの高等教育の無償化について検討を進めます。
- より充実した教育の質の保障、研究開発能力の向上、大学の国際化、入試改革、少子化による大学再編などを、国民的な議論を深めながら積極的に進め、日本に世界的な高等教育・研究センターを構築していくことをめざします。

子どもの安全

- 民主党が主導し、成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、子どもの命を守り、いじめや不登校に苦しむ子どもたちをなくします。
- 全国の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーやガイダンスカウンセラー等の配置をすすめ、いじめや不登校などの問題、職業選択などの進路について児童・生徒が相談できる体制を充実します。
- 体罰は学校教育法で禁止されており、決して容認できるものではありません。「体罰等防止法」を制定し、体罰禁止・防止の徹底をはかります。
- 民主党政権で大幅に進んだ公立学校施設、国立大学などの耐震化を完了します。私立学校についても早期の完了をめざします。
- 「児童通学安全確保法」を制定し、国が責任を持って体制整備を行うことにより、通学路などでの子どもの安全を守ります。
- 子どもたちが安全で安心な学校生活がおくれるよう、「学校安全対策基本法」を制定します。国や自治体が学校における防犯、防災、老朽化、事故防止、つり天井対策、環境衛生対策などに万全を期します。
- いじめ対策の強化や学校の相談体制の強化など、子どもの自殺予防のための対策を進めます。

スポーツ・文化芸術

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの招致に取り組みます。
- スポーツ振興くじによる収益の用途の拡大、スポーツ選手の権利利益の保護などを内容とする「スポーツ振興投票法改正案」の成立を踏まえ、一層のスポーツ振興をはかります。
- スポーツ基本法に則り、スポーツを通じた地域づくり、人づくりを進めます。
- 地域におけるクラブ活動（スポーツ少年団、地域スポーツ文化クラブなど）を支援することにより、様々な活動の裾野を広げ、子どもたちが喜びや楽しさを体験し、協調性や創造性などを育むことを応援します。
- 誰もが気軽にスポーツに取り組める機会を一層拡大するため、生涯スポーツや地域密着型クラブスポーツの振興をはかります。また、地域に根差したプロスポーツチームの取組みを支援することにより、スポーツの振興や地域の活性化を推進します。
- 健全なダンスカルチャーの発展・普及をめざし、地域住民の理解を得つつ、ダンス規制の見直しを検討します。
- 日本の伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を振興します。子どもたちが学校教育などを通じて、文化芸術に触れる機会を増やします。

科学技術

- 研究の中核となる大学の研究力を強化し、世界で戦えるリサーチユニバーシティ（研究大学）を増強します。
- 世界最先端の研究基盤の整備・共用を推進し、世界の研究者を惹きつける国際的な研究拠点を充実します。
- 研究者の処遇改善を進めます。大学などの理系カリキュラム改善やインターンシップを産学官連携で推進し、またテニュアトラック制（任期付き研究者が審査を経て専任となる制度）の普及などにより優秀な若手研究者を支援します。また、研究者が研究に専念できる環境を整備するため、補助員の配置などに対する支援を検討します。
- 女性研究者が能力を最大限発揮できるようにするため、研究環境の整備を行います。女性研究者の育成・支援に取組み、欧米諸国などに比べ低い女性研究者の割合を引き上げます。
- 世界に先駆けて本格的な再生医療を実現するため、iPS細胞などの研究に対して集中的な支援を行います。
- 研究開発型の独立行政法人について、世界の第一線で競う研究開発の特性に応じ、研究開発成果を最大化するための制度構築・運用改善を行います。
- イノベーション（技術革新）を促す基礎研究成果の実用化環境を整備します。
- 国際リニアコライダー計画（世界最大級の電子・陽電子衝突型線形加速器の開発計画）の研究拠点の日本誘致に取り組みます。

成長戦略・経済対策

成長戦略

○民主党は、政権担当時にまとめた「日本再生戦略」を中軸として社会・経済構造を変え、幸福度を高めることができる長期的な成長戦略を進めます。

グリーンイノベーション

○グリーン成長を社会の大変革につなげていきます。グリーン（環境・エネルギー分野）を我が国の主要な産業へと育成し、次世代自動車の研究開発促進や、スマートシティ構築の強力な推進、洋上風力を中心とする海洋エネルギーの戦略的開発、蓄電池の高度化・低コスト化・普及を加速させることで、新たなマーケットの創造をはかりつつ地産地消の分散型エネルギーシステムを展開します。これによって、再エネ・省エネ産業における雇用を拡大していきます。

○再エネ・省エネの類型別に以下のような強力な開発・普及支援を行います。

- ・太陽光—技術開発、需要創出などによるコスト低減、農地などの規制改革
- ・風力—建築基準の適正化、環境アセス法の適切な運用、系統対策
- ・バイオマス—バイオマス資源の利用拡大、バイオ燃料の開発、実用化支援
- ・地熱—環境と調和のとれた開発の推進、技術開発促進
- ・水力—水利権への柔軟な対応、ポテンシャル調査補助事業
- ・海洋—技術開発及び実用化・事業化の促進、海洋利用ルールの法制度の整備
- ・スマート化—スマートコミュニティの実現、スマートメーターの普及促進
- ・燃料電池—研究開発・コスト低減支援、燃料電池自動車の普及促進
- ・蓄電池—新設病院などへの設置、規格の国際標準化への取り組み

○住宅の省エネ化を進めるため、新築住宅の省エネ化・省エネリフォームの推進、木材住宅の普及などをはかります。

○再生可能エネルギーの利用拡大の前提として、省エネルギーの徹底をはからなければなりません。特に、住宅やビルなどの建築物の断熱性能は欧米に比べて低いことから、エネルギー消費を抑えることが難しくなっています。建築基準法を改正し、高断熱化を義務づけることを検討します。また、リフォームにおける高断熱化を推進し、建築物の価値を高めるとともに、建築物の省エネ表示（エネパス）を義務化し、流通市場において省エネ建築物の流通

促進をはかります。また、ピーク需要については、スマートメーター、HEMS/BEMS、デマンドレスポンス（需要応答）などにより大幅抑制するとともに、LED照明などの省エネルギー機器の導入促進をはかること等により、最終エネルギー消費量ベースで、2010年（約3.9億kl）比で、2030年までに7,200万kl以上の削減を実現します。

- 都市のヒートアイランド対策として、保水性アスファルト舗装の推進、建築物の遮熱塗装や高断熱化の推進、地中熱・河川熱の利用拡大などにより、大幅な省エネルギーと快適な生活の両立をはかります。
- 日本では熱の有効利用が十分に行われていません。「熱は熱で」の原則の下、バイオマス、太陽熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱など再生可能熱エネルギーの普及目標等を定めるとともに、大規模な再生可能熱供給に対する買い取り制度や再生熱供給機器への助成制度の導入、国の施設での再生可能熱導入の義務づけについて検討を進めます。
- 省エネの徹底、再生可能エネルギーの普及拡大、再生可能熱利用促進施策を導入することにより、エネルギーの自給自足ができる地方自治体を大幅に増やします。さらに、農業分野における化石エネルギーに頼らない持続可能な農業（小水力や太陽光発電の電力を耕耘機に利用、ビニールハウスの地中熱利用など）モデル事業を各地で展開し、エネルギーの自給自足を支援します。
- 変電所等にNAS、レドックスフロー等の大型蓄電池を設置し、出力の平準化をはかります。大型蓄電池を普及させるため、コスト低減化のための技術開発を加速させます。さらに、各電力会社によって系統制御技術が異なることに鑑み、複数の一般電気事業者に実際に大型蓄電池を導入し、各社の蓄電池・系統線制御技術を確立するための実証事業を実施します。また、家庭用蓄電池を飛躍的に普及させるために、技術開発を促進するとともに、導入に対して大幅な助成を実現します。
- 再生可能エネルギーを含む広域的な供給力を有効に活用し、市場を活性化させるため、地域間・地域内の送電網の増強を進めます。また、電力の需給バランスの管理を個々の電力会社が行う仕組みを改め、新たに設立する「広域系統運用機関」が、独立、中立の立場から地域をまたいだ需給運用を行うことで、再生可能エネルギーの導入余地を拡大します。
- 原発ゼロ社会を実現するとともに、環境エネルギー分野での革新的技術開発と実用サービス展開をはかるため、「スマートグリッド革命」を推進します。具体的には、再生可能エネルギーの安定的な利用と国民全体の省エネ・節電行動の拡大を同時に実現するため、①あらゆるレベルでのエネルギー管理システム（EMS）の普及促進、②デマンドレスポンス（需要応答）の導入、③民間資金を活用した日本版グリーンディールの導入をはかります。

ライフイノベーション

○ライフ（医療・介護・健康）産業の基盤強化をはかります。革新的医薬品の長期研究開発を促進するため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の創薬関連の研究開発予算の効率的かつ一体的な確保と運用を推進します。再生医療について世界的に優位な産業として成長させるため、世界最先端のiPS細胞等の安全性や標準化を目指す研究に対して集中的な支援を進めます。また、疾病予防、介護予防に更に取り組み、医師不足地域の医師確保等を行う地域医療支援センターを活用し、地域における医師確保の推進、地域医療の再生をはかります。

農林漁業、6次産業化

○農業の6次産業化で地域社会の自信と誇りを取り戻します。意欲ある若者や女性などが安心して農林水産業に参入し、継続して農林水産業に携わる環境を整え、農林水産業を新たな雇用の受け皿として再生していきます。また、食の安全・安心への関心が世界的に高まる中で、國酒プロジェクトの展開など市場開拓を通じて国内の農林水産物・食品の輸出を積極的に進め、農林漁業者の所得を増大させます。これら農林漁業と商業、工業、観光業を組み合わせた6次産業を生み出すことで、地域社会の自信と誇りを取り戻します。

中小企業

○日本経済の担い手である中小企業を育てます。中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化のため、ものづくり指導者の養成・活用による技術・技能継承を推進し、人材確保・育成をはかるまで一体的な支援等を進めます。情報・資金等様々な理由で海外展開を躊躇する中小企業に政府開発援助（ODA）事業も活用し支援を行うなど、海外の旺盛な需要を取り込んでいきます。また、ちいさな企業に光を当て、地域の核となる中小企業を発展、活躍させます。これらを支える成長マネーの供給を拡大し、事業の目利きを適切に行いながら、必要な資金が市場に供給されるよう、金融資本の機能強化を推進するほか、株式の長期保有を促進する政策を検討するなど、経営実績に応じた安定的な資金の確保をはかります。

雇用

- 地域経済を活性化し、雇用を創出していきます。民主党政権では 504 項目の規制・制度改革を閣議決定してきましたが、これを進め、再生可能エネルギー導入促進に向けた規制見直し、新たな医薬品・医療機器の市場導入促進に向けた制度整備、総合特区の更なる活用等により、経済構造の変革、需要の創出、就農人口の拡大を実現します。
- 個人の志をいかした新たな資金の流れの形成に向け、官民連携のふるさと投資（地域活性化小口融資）プラットフォームを構築し活用します。休眠預金を成長マネーの供給源とし、マイクロファイナンスとして各地の伝統産業や NPO、ソーシャルビジネスを後押ししていきます。さらに IT 技術を駆使した市民参加型のオープンガバメントを推進し、自治体の具体的取り組みを支援します。
- 若者・女性の活躍の場を広げます。キャリア教育の推進など成長分野での実践的な職業能力の認定制度や中核的専門人材養成に取り組むほか、若者や女性による起業等の支援を対象にした投資ファンドの組成、目標を定めて企業へ直接的な働きかけを行う「働くなでしこ大作戦」（女性の活躍促進・企業活性化推進大作戦）の実施や、女性の起業・再就職の支援等を通じて、若者や女性の社会での活躍の場を広げていきます。

経済産業

新産業創造・新雇用創出

○雇用をうみだす成長を実現します。経済政策の最大の目的が雇用の維持・拡大であることを明確にし、グリーン（環境・エネルギー分野）、ライフ（医療・介護分野）、農業の6次産業化、これら「ものづくり」を横断的に担う中小企業など、成長分野での産業育成を進めます。

中小企業

○我が国産業・雇用の基盤である中小企業をしっかりと支援します。我が国産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育てるため、内閣に中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章の理念を実践します。産官学連携による人材育成支援、ものづくりの技術・技能の伝承や熟練技能の活躍などを通じた様々な指向を持つ小規模企業への実情に沿った細かな支援、中小企業を支援する税制（事業承継、印紙税、交際費課税など）の強化・改善、中小企業の代表者本人以外の第三者連帯保証を禁止するといった万全の体制で資金繰りを支援する等、中小企業をしっかりと支援します。消費増税転嫁対策のための特別措置法も踏まえ、事業者・農林漁業者が価格に消費税分を適正に転嫁できるようにします。

エネルギー

- 再生可能エネルギーを拡大し、省エネルギー社会をめざします。エネルギー分野では、技術開発・規制の緩和を徹底的に進め、世界最高水準の省エネルギー社会を実現し、新しいシステム輸出の産業群とします。
- 被災地・東北地区をエネルギー価格の抑制と再生可能エネルギーの加速的拡大を追求する「新産業特区」とし、産業復興と雇用確保に向けて、製造業と観光業等の復興関連産業を通じた経済再生を実現します。
- ガソリンスタンドやLPG販売所は、地域ごとのエネルギー供給の最後の拠り所です。これ以上の減少を食い止め、災害時を含めた円滑な供給体制を全国ベースで確保していきます。

経済外交

- 戦略的な経済外交を推進します。我が国が誇るハード・ソフトの技術を活用し、水、鉄道、都市開発などインフラのパッケージ型輸出を積極的に推進します。ODAを活用した中小企業の海外展開支援策を拡大させます。また、エネルギーの調達先を多様化するとともに、そのための諸外国との経済連携を深化させていきます。
- 国酒プロジェクト、クールジャパンなどを推進します。

自動車税制の見直し

- 車体課税の廃止・抜本的見直しを行います。自動車ユーザーの過度な負担軽減、とりわけ使用頻度の高い地方におけるユーザーの過度な負担の軽減、また自動車産業の発展とグリーン化の観点から、平成26年（2014年）3月末に自動車取得税の廃止、自動車重量税の当分の関税率の廃止、自動車重量税におけるエコカー優遇措置の拡大をめざします。

独占禁止法の改正

- 公正取引委員会の審判制度の廃止などを盛り込んだ「独占禁止法改正案」の成立をはかります。

エネルギー・環境

「原発ゼロ社会」の実現

- 「原発ゼロ社会」をめざすために、
 - －40年運転制限を厳格に適用する
 - －原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ、再稼働とする
 - －原発の新設・増設は行わないことを原則とします。
- 3つの原則を厳格に適用する中で、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入します。
- 事故を起こした原発の安全な廃炉、再稼働した原発の徹底的な安全管理など「原発ゼロ社会」を安全に着実に実現するため、原子力に関する技術の継承・開発、人材の確保・育成について国の責任で取り組みます。
- 使用済核燃料の減容化、減量化、無害化の研究開発を国際的に進めます。
- 当面は化石エネルギーの重要性が高まることから、燃料の安定かつ安価な調達、高効率の石炭・石油・天然ガスプラントの新増設・リプレースに関わる規制の改革などを進めます。
- 化石燃料の安定確保のための資源外交を進め、またメタンハイドレードなど日本近海の海洋資源の調査・開発を進めます。

核燃料サイクル事業

- 青森県を放射性廃棄物の最終処分地にはしません。
- 核燃料サイクル事業に対する国の責任を明らかにし、本質的な必要性、技術成立性、社会的受容性などの観点から、あり方を見直します。
- 使用済核燃料の総量管理についての考え方を整理します。
- 使用済核燃料の直接処分の研究を推進します。

原発立地地域の経済、雇用

- 原発の再稼働を含む原子力政策については、地方自治体、地域住民との話し合い、合意形成を大前提として取り組みます。
- 国の新たな要請によって影響を受けることになる原発立地地域には十分配慮

して、経済、雇用が安定的に維持できるような措置を講じます。

- 立地自治体の構造転換を支援するため、グリーンエネルギーの導入支援を含めた各種施策を優先的・重点的に行います。
- 防災対策の重点区域などの見直しに伴い周辺地域における原子力防災対策を強化します。

地球温暖化対策

- すべての国が参加する将来枠組みを採択するため、我が国から具体的な将来枠組みを提案し、主導的な環境外交を展開します。
- 地球温暖化対策に関する①国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、②再生可能エネルギー導入目標の設定、③省エネルギーの徹底、④技術開発、⑤環境外交の推進等を盛り込んだ基本法の制定をはかります。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立をはかります。

環境

地球温暖化対策

- すべての国が参加する将来枠組みを採択するため、我が国から具体的な将来枠組みを提案し、主導的な環境外交を展開します。
- 地球温暖化対策に関する①国際社会に通用する新たな中長期数値目標の設定、②再生可能エネルギー導入目標の設定、③省エネルギーの徹底、④技術開発、⑤環境外交の推進等を盛り込んだ基本法の制定をはかります。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立をはかります。

環境教育

- 環境教育は環境保全を推進するための社会的制度的基盤です。環境問題の解決のためには、「生活の質」や「人間の幸福」の意味を「環境」との関係において明らかにし、どのような行動が環境と調和しながら社会的・個人的幸福を増進させるのかをひとりひとりが真剣に考える必要があります。そして、他者を慈しむところ、自然に対する豊かな感受性を育むとともに、自然や環境に対する理解だけではなく、自然や社会と自分自身との関わり合いを理解し、それをより適切なものへと変革することを学ぶ機会が保障されなければなりません。地域やNGOと協力し、環境教育プログラムの開発や環境保全を推進するための社会的制度的基盤を整備すること等により、学校などでの環境教育を充実させ、環境と経済が両立する持続可能な社会を構築します。
- また、エコツーリズム・グリーンツーリズム（自然や農業に親しむ観光）・里山体験・ホエールウォッチングなどを推進し、自然環境保全態勢を整備するとともに、自然環境・生物多様性の重要性、希少性、経済性を学び、自然環境が損なわれる事態が生じないように、意識の向上のための取り組みを進めます。

下水道法・浄化槽法改正

- 下水道法ならびに浄化槽法を改正し、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生

の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じます。

化学物質対策、化学物質過敏症への対応

- 縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。化学物質の製造から廃棄までの全体を予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の構築に向けて検討を進めます。
- 建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐため、①建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求める、②大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定を義務づける等を内容とするシックハウス対策のための法制度の検討を進めます。
- シックハウス症候群や化学物質過敏症など、化学物質による健康リスクを低減させるために、実態調査や発症メカニズムの解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設を建設するなどの対策を進めます。

PM2.5対策

- PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。PM2.5の環境基準が平成21年（2009年）に定められましたが、各地で環境基準を超える濃度が観測されるなどの状況が生じています。モニタリングポストを増やし監視体制を充実させるとともに、有効な発生源対策を講じていきます。また、海外の発生源に対しては環境技術供与などを通じて、日本に飛来するPM2.5を減らしていきます。また、PM2.5の濃度が増加した場合の措置（注意報）を大気汚染防止法に位置づけるなど、全国で統一的な対応ができるよう検討を進めます。

福島第一原発事故対策

- 原子力政策を推進してきた国の社会的責任を認め、原子力災害からの復興及び再生を強力に推進します。また、事故原発の安全確保に万全を期すとともに、廃炉の課題に主導的に取り組み、除染の徹底、経済被害等に対する速やかな賠償などを通じて、生活の再建・安定化を可能な限り迅速に進めます。
東電福島第一原発の廃炉、福島県等の除染、福島の方々の健康管理については、国が責任をもって取り組むよう、強力に求めています。
- 平成24年（2012年）7月に定めた「福島復興再生基本方針」に基づき、再生可能エネルギー産業、医療関連産業等の拠点の創出・形成を進め、地域経済を活性化して雇用を拡大します。
- 福島第一原子力発電所の事故原因の解明を徹底的に進め、規制基準等へ反映させます。また、原発事故の対応において、汚染水漏れや停電などの事故が多発していることから、事故対応を強化し、再発防止を徹底します。
- 現時点では、長期にわたる個人の被曝線量の管理が一元的にできない状況にあるため、国の責任で、個々人の被曝線量を一元的に管理できるシステムを構築し、廃炉作業等の従事者の健康不安を解消します。
- 子どもの心身のケアを長期的・継続的に行い、未来を担う子どもたちの声を復興事業に反映させます。また、健康や将来に対する不安を払拭できるよう、「子ども・被災者支援法」に基づき、健康調査の強化、母子・父子避難者への支援、帰還支援などを進めます。福島再生を担う豊かな人材を育成するため、福島における様々な教育・研究活動への支援を強化します。
- 再生可能エネルギーの拡大を追求する「新産業特区」をつくり、製造業や観光業等を通じた経済再生をはかるとともに、農林漁業者への支援を、風評被害対策を含めあらゆる政策資源を投入し、加速化します。

農林水産

農業者戸別所得補償制度・総合的な収入保険制度

- 農家所得・新規農業者の増大につながった農業者戸別所得補償制度を法制化し、恒久的・安定的な制度にします。また、食料自給率 50%をめざし、耕地利用率や農業生産力の向上に向けた施策を推進します。さらに、野菜・果樹・花き・茶等を含む総合的な収入保険制度を検討します。

6次産業化

- 農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得の向上と地域の雇用のさらなる創出をはかります。農林漁業成長産業化支援機構法に基づくファンドから6次産業化に取り組む事業者への出資と経営支援の推進をはかる等、施策を一層推進します。また、日本の農林水産物の魅力を世界に向けて発信し、販路拡大を含め輸出増に向けた戦略的施策を推進します。

農林漁業と経済連携

- 経済連携にかかる農林漁業関係者の懸念を払拭し、農林漁業の再生や食料自給率の向上の両立を実現するため、経済連携の進展によって財政余力がうまれることを踏まえ、農林漁業分野に対する所要の財源確保を具体的に検討します。

新規就業者支援等

- 人・農地プランの作成により、多様な経営体の育成をはかりつつ、農地の有効活用、農村の維持・発展など、今後の方向性を明確にする取り組みを支援します。また、中核的な担い手の育成や農地集積をはかる中で、青年就農給付金制度の充実などを通じて意欲と能力のある若者・女性農業者等に対する積極的な支援を行います。農林漁業における新規就業者への給付金の充実等をはかることによって、新規就業をさらに促進し、地域のリーダーの育成策を講じます。

農山漁村における再生可能エネルギーの促進

○民主党政権時に法案として提出したものの廃案となった「農山漁村再生可能エネルギー促進法案」を再提出し、成立させることによって、農山漁村の土地、水、バイオマスといった豊富な資源を活用した発電事業による地域への還元等を通じた農山漁村の活性化をはかります。

農村機能の維持・地域の活力等

○グリーンツーリズム等、都市と農山漁村の交流の推進等を含めた複合的な農政の展開により、共同体の存続を前提とした農村機能の維持をはかり、地域力をさらに活性化させます。自然災害に強い農業生産と、担い手が安心して営農に取り組めるよう、必要な農業農村整備事業については受益者負担の軽減をはかりつつ進めます。

中山間地農業の支援・強化

○中山間地直接支払の拡充等を通じて、中山間地における農村自体が共同体として存続し、農業を継続していけるような体制の整備を推進します。

鳥獣被害対策

○近年の野生鳥獣の異常出没急増、及び、それに伴う人的被害や農作物被害の深刻化といった実態を十分に踏まえつつ、①生息地管理、②中山間地域活性化、③被害防除を3本柱とする対策のさらなる充実をはかります。その際、人の安全確保と農作物被害防止のための措置を確実に講じつつ、可能な限りの生態系の再生・回復に取り組み、鳥獣被害の抜本的解決をめざします。また、ジビエ特区創設について検討します。

農水産物の消費拡大

○学校給食への利用拡大を含めた地域の食材の活用拡大をはかり、食育・地産地消等の推進を通じて農水産物消費の拡大に努めます。

林業

○森林・林業再生プランに基づき、木材の安定供給の強化、国産材の利用促進をはかり、また、フォレスター、プランナーなどの山の専門家の育成等を支援します。適切な森林管理をする者に対する直接払いを維持し、2020年度までに「木材自給率 50%」をめざします。路網整備や森林施業集約化をさらに進め、林業の発展と雇用の拡大をはかります。民主党政権時に取り組みをはじめた公共建築物の木造化の推進や、木造住宅ポイント制度の推進などにより、木材利用を促進します。安定財源確保を含め、森林吸収源対策のための諸政策を拡充します。「管理経営法等改正法」の改正をはかります。

漁業

○2020年度までに「魚介類（食用）自給率 70%」をめざし、民主党政権時に創設した「漁業者所得補償制度」（資源管理・漁業所得補償対策）及び「漁業経営セーフティーネット構築事業」の拡充や税制の見直しなどにより、高騰する燃料・飼料価格に対する支援の充実をはかります。また、省エネ・省コストな漁船の導入支援、広域回遊種を含めた資源増大、国内消費の拡大などに努め、漁業経営の安定をはかります。

畜産・酪農

○将来展望を持って畜産経営が行えるよう、飼料高騰への対応を行うとともに、畜産・酪農所得補償制度の導入に向けた検討を行います。合わせて、中長期的な視点に立ち、水田等地域資源の有効活用による自給飼料基盤確立に向け、飼料政策の一層の展開をはかります。

園芸作物（野菜・果樹・花き・茶等）

○野菜・果樹・花き・茶等を含む総合的な収入保険制度を検討します。生産状況等を的確に踏まえた上で、世界各地への輸出も視野に入れ、改植及びこれに伴う未収益期間における経費支援等、引き続き園芸作物の戦略作物化も含めた効果的な生産振興をはかります。

都市農業

- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みを含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進をはかります。また、税制の見直しについて検討します。

食の安全

- 安全・安心な農産物・食品の提供体制を確立するため、輸入農産物を含め食品トレーサビリティを促進し、原料原産地表示の拡大とともに、食品表示の一元化を進めます。農林水産業の多面的な機能を守り、予防原則・未然防止の観点から消費者の権利に応え、農林水産業を安心・安全の高付加価値の成長産業とできるよう、施策の推進をはかります。
- 一人ひとりの健康増進、生活の質の向上、食料の安定供給の確保などをはかるために食育を推進します。

国土交通

まちづくり

- 「まちづくり基本法」(仮称)を制定し、美しく住みやすいまちをつくります。
また、地域の美しいまちを維持するために、都市計画法、建築基準法の規制の見直しを進めるとともに、地域が独自の基準で規制を見直せるようにします。
- 民主党政権時に成立した低炭素まちづくり法を活用し、人と地球に優しい健康・安心住生活を実現します。また、建物の断熱化・エネルギー性能表示(エネパス)の義務化など建築基準法の改正の検討を進めるとともに、耐震改修を推進します。さらに、まち全体の低炭素化を推進するため、LRT(次世代型路面電車)導入を促進し、ITS(高度道路交通システム)の進化、普及に努め、自動車流入規制・ロードプライシング(通行の有料化)のあり方の検討を進めます。
- 都市農業の機能や効果が発揮できるように、市民農園のさらなる開設に向けた取り組みを含め、生産緑地等の持続可能な都市農業を守るための政策の推進をはかります。また、税制の見直しについて検討します。

住宅

- 「中古住宅高付加価値化法」(仮称)を制定し、地域の工務店・大工などの人材と地元の木材などの資材を活かした中古住宅のリフォーム(耐震化、ゼロエネルギー化)の推進、既存ストックの高価値化、宅地建物取引業者などへの支援、中古住宅の流通合理化・活性化をはかり、中古住宅流通・リフォームの20兆円市場化をめざします。
また、子育て家庭への住宅支援、団地の世代循環、高齢者向け住宅の供給拡大を進めます。
- 民主党政権時に成立した「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を活用し、地域包括ケアシステムを構築し、まちづくりと一体となって高齢者の居住の安定をはかるとともに、サービス付き高齢者住宅の建設を促進するなど、自宅と介護施設の中間的な施設の拡大をはかり、安全・安心な高齢者居住を実現します。リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用をはかります。

- 公共建築物において再生可能エネルギーの導入を促進するための法制度を整備し、公共建築物への再生可能エネルギー導入を進めます。また、小水力・地中熱・河川熱・下水熱などの再生可能エネルギーの導入を進めるため、規制緩和や手続簡素化、財政支援強化を行います。
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正し、マンション管理士の権限を強化し、適切なマンション管理を行わせるとともに、省エネ化・長寿命化をはかり、住民の安全と健康を守ります。

交通・物流

- 「交通基本法」を制定し、総合交通政策を確立するとともに、バリアフリー化をさらに進め、地域公共交通が維持され、公共交通が便利で移動が円滑な暮らしを実現します。
- 行き過ぎた規制緩和を見直し、ツアーバス対策の徹底を含めバスとタクシーの事業における経営環境および労働条件を改善するための法制度を整えます。また、トラック業界など燃料油価格高騰に伴う運賃転嫁を促進するための法律を制定します。物流関連法を改正し、モーダルシフトを進め、エコで、安全な交通・物流が整うよう、陸・海・空の交通・物流の安全事業規制の見直し・強化を行います。
- 高速道路の料金制度の見直しにあたっては、地域の活性化、物流の効率化、財政の健全化の視点と共に、維持更新財源のねん出、公共交通への配慮と支援をしっかりと行います。
- 空港・港湾の「選択と集中」、各施設の連携強化（羽田・成田空港など）により戦略的に国際競争力を高めます。特に顕著な経済成長を遂げているアジア圏・北東アジア圏に対して、東北から沖縄に至る日本海沿岸域のゲートウェイ機能を強化するとともに、太平洋側と連結する日本海側の交通ネットワークを充実させることにより、国内外のヒトモノ情報の交流・連携を促進し、経済の活力と成長を促します。
- 民主党が主導したPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）に対するコンセッション（運営権付与）方式を活用し、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営をはかります。
- 整備新幹線は、北陸新幹線の長野・金沢間の平成 26 年度（2014 年度）末、北海道新幹線の新青森・新函館間の平成 27 年度（2015 年度）末の完成に万全を期します。昨年、民主党政権で工事实施計画を認可した新函館・札幌間、金沢・敦賀間、武雄温泉・長崎間については、工事の大幅な短縮をめざします。同時に、並行在来線に関わる地方負担の軽減、貨物運行ルート確保、青函トンネル共用走行の安全対策、フリーゲージトレインの開発に取り組みます。
- 超伝導リニアについては、東京・名古屋間の着工に向けた手続きを進めるとともに、東京・大阪間の早期全線開通をめざします。
- 「航空保安法」（仮称）を制定し、今や国家レベルの課題であるテロ・ハイジャックに対し、航空保安に関する国の責任を明確化し、防止策を強化します。

観光

- 「観光立国推進特別措置法」（仮称）を制定し、年次有給休暇の取得促進及び休暇の分散取得などの休暇改革に取り組むとともに、観光資源の付加価値化・ブランド化の促進、旅館・ホテル業の振興、観光圏の開発など、観光環境を変革し、観光立国を強力に推進する施策を講じます。また、エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進し、持続可能な観光をめざします。さらに、観光地において文化財を活用した地域づくりのための規制緩和等を検討します。

社会資本・河川・ダム

- 従来の 20 世紀型公共事業の延長線にある国土強靱化ではなく、自然と共生し、スリムでしなやかな国土を形成するため 21 世紀型社会資本整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本の再生と、より有効な活用をはかります。さらに、地元のニーズに根ざし、地元企業が自信と誇りを持って仕事ができ、人に優しく思いやりのある地域密着型の社会資本整備を進め、防災力を向上させるとともに、地域の暮らしと雇用を守ります。
- 「社会資本再生・活用推進特別措置法」（仮称）を制定し、公共事業の選択と集中をはかり、円滑な維持管理・更新を進め、安全性・防災性と効率の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の老朽化・安全対策に万全を期し、縮減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。
- 「建設現場労働者環境改善法」（仮称）を制定し、社会資本の整備、老朽対策等、重要な使命を担う労働者の賃金等の労働環境を改善することにより、建築土木品質の向上をはかります。また、解体業界、建築士事務所等の次代を担う産業分野について業種としての確立をはかります。
- 河道拡張や堤防補強、遊水池の設置など総合的な流域治水により、できるかぎりダムに頼らない治水を推進します。
- ダムの見直しにより中止となった地域の振興・生活再建のための法律を制定し、ダムに頼らない地域振興を行い、生活支援を行います。
- 下水道法を改正し、効率的な生活排水対策を進め、良好な水循環を確保するため、硬直的な下水道への接続義務を見直します。

水資源

- 「水循環基本法案」の成立をはかり、生命を育む水循環・水資源を守り、次世代に引き継ぐために、循環する水全体、森・川・海を一体としてとらえ、流域すべてを視野に入れた健全な水循環を確保します。水の広域的な需給調整を行うことにより、流域全体で水を有効活用します。雨水の利用を促進します。

海洋

- 海上保安庁などの警戒監視、警備体制を拡充し、尖閣諸島をはじめとする領土、領海の守りを固め、国境離島の保全を進めます。
- 海洋基本法、宇宙基本法、地理空間情報活用基本法等を活かし、海洋国家日本を維持・発展させるために、宇宙や海洋に関わる産業を活性化するとともに、海洋・水産資源の確保と保全、日本人船員の育成をはかります。
- 洋上風力や海洋資源の利用等海域における再生可能エネルギーの技術開発・導入拡大によって、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に加え、エネルギー関連産業の創出と経済発展の実現に努めます。

離島

- 離島振興法を活かし、民主党政権下で新たに創設された離島活性化交付金等を活用し、離島の交通・教育・医療福祉の充実・強化を進めます。

森林

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を活かし、公共建築物の木造建築化をさらに推進するとともに、日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするため、国産材（地元材）による道路の木製ガードレール化等、公共事業での木材活用を推進します。

法務

人権尊重

- えん罪を防止するため、取り調べの可視化及び証拠開示の円滑かつ適正な手続きの確保をはかる刑事訴訟法の改正を進めます。
- 子どもたちを性的虐待や性的搾取から守るため、児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノ取得罪の新設、罰則の全般的引き上げと対象範囲の拡大、被害にあった子どもたちに対する保護規定の見直しやフォローアップ体制確立などをはかり、実効性ある内容に充実させます。
- 金融機関による貸付に際し、経営者以外の第三者を保証人として求めることを禁止とする民法改正をめざします。
- 民主党は、死刑再審無罪者に国民年金の給付等を行うための国民年金の特例を設ける法改正の実現や、成年被後見人の選挙権回復等のための公選法改正案の成立に主導的な役割を果たしました。こうした成果を踏まえ、さらなる人権の尊重と回復に向けた制度の改正や、「検察審査会法改正案」の成立をめざします。

差別解消

- 非嫡出子の相続差別是正などの民法改正をめざします。
- 一人ひとりの基本的人権のさらなる尊重、多様な個性を生かす人権尊重社会に向けて、「人権委員会設置法」を早期に制定します。
性的マイノリティなどが差別を受けない社会をめざします。
- 個人が国際機関に対して直接に人権侵害の救済を求める個人通報制度について、これを定めている関係条約の選択議定書の批准をめざします。

法曹養成改革

- 経済力や学歴など社会的境遇の如何にかかわらず、多種多様な人材が法曹として活躍できるよう、数々の問題を抱える現在の法曹養成システムを抜本的に見直します。まずは司法試験法の改正を行い、司法試験予備試験の一般教養科目を大学の一般教養課程修了者等は免除します。

外務防衛

主権

- 海上保安庁を中心にした警戒監視や警備体制を拡充・強化し、尖閣諸島をはじめ、領土・領海等の守りに万全を期します。
- 我が国の主権に関する立場を積極的に対外発信していきます。
- 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いがなく、現に我が国はこれを有効に支配しています。同諸島を巡って解決すべき領有権の問題は存在しません。尖閣諸島は平穏かつ安定的に維持・管理します。
- 我が国固有の領土である北方領土については、四島の帰属の問題を解決し平和条約を締結すべく、これまでの日露間の諸合意、及び法と正義の原則を基礎として、ロシアとの交渉を進めます。
- 歴史的にも国際法上も日本の領土である竹島は韓国によって不法占拠されており、国際法に従って平和的な解決を粘り強く求めていきます。
- 民主党政権は、排他的経済水域の根拠となる離島の命名等を行ってきましたが、離島の安定的な維持・管理のための取り組みをさらに進めます。
- 国際的な企業活動等に従事する在外邦人・企業の安全を確保するための態勢を構築します。

防衛力の整備

- 専守防衛の原則の下、動的防衛力の強化、南西重視をはじめ、民主党政権下で策定した防衛大綱に基づいて精強な防衛力を着実に整備するとともにインテリジェンスの強化やNSC（国家安全保障会議）の設立を通じた安全保障体制の充実をはかります。
- 新たな安全保障上の課題となったサイバー空間や、宇宙、海洋でのリスク対応を進めます。
- エネルギー、食糧安全保障などを含めた総合安全保障体制を確立します。
- 二国間・多国間で積極的に防衛協力・交流を推進するとともに、グローバルな人間の安全保障への取り組みを支援していきます。

日米同盟の深化

- 日本の外交安全保障の基軸である日米同盟を深化させ、同時に経済関係の強化をはかります。
- 在日米軍再編に関する日米合意を着実に実施し、抑止力の維持をはかりつつ、日米地位協定のあり方を含め、沖縄をはじめとする関係住民の負担軽減に全力をあげます。約9千人の海兵隊員を国外移転し、嘉手納以南の土地返還を実現させます。

共生のアジア外交

- 中国、韓国、ASEAN諸国、インド、豪州、ロシアなど、重要性を増すアジア太平洋諸国との関係を大局的見地から強化します。
- 東シナ海を「平和、友好、協力の海」とするため、特に海洋分野で日中間の意思疎通をはかります。
- 日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの経済連携を進めます。
- 官民一体でインフラ輸出を推進するなど、経済外交を戦略的に展開します。

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決

- 主権と人権の重大な侵害である拉致問題の解決に全力をあげます。
- 米韓などを始めとする国際社会と連携し、北朝鮮による核・ミサイル開発・配備などに対し、地域の安全を確保するために、全力で対処します。

国際貢献の積極的展開

- 国連の平和維持（PKO）活動や災害派遣活動に積極的に参加します。
- ソマリア沖での海賊対処行動を継続します。
- 国連改革を進め、安保理常任理事国入りをめざします。
- アルジェリア人質事件も踏まえ、国際テロ対策に取り組みます。
- ODAの活用を通じて、貧困削減、平和構築、民主化支援などを進め、途上国の発展に寄与します。
- ポスト・ミレニアム開発目標（MDGs）の策定に主導的役割を果たします。
- アフリカ諸国等との関係強化を含め、資源外交を強化します。

核兵器の廃絶

- 唯一の被爆国として、「核兵器のない世界」を実現するため、積極的に取り組み、国際社会において主導的な役割を担います。

経済連携

経済連携

○貿易立国は我が国の基本であり、高いレベルの経済連携を推進し、世界におけるルールづくりを主導します。

TPPについては、国民の生命・財産・健康などに係る以下に掲げる国益を確保するために、脱退も辞さない厳しい姿勢で臨みます。

- ①米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など農林水産物の重要品目にかかる関税につき、十分な除外・例外措置を確保すること。
- ②遺伝子組み換え食品や食品添加物の表示制度、残留農薬基準などを緩和することなく、食の安全を確実に守り抜くこと。
- ③国民皆保険などを含む医療制度、簡易保険制度等、非関税分野における我が国の制度を守り抜くこと。
- ④我が国から輸出される自動車をはじめとする工業製品や知的財産分野など我が国にとってのメリットを着実に確保すること。
- ⑤交渉過程について国民への十分な情報提供を行うこと。

憲法

基本姿勢

- 国民とともに「憲法対話」を進め、未来志向の憲法を構想します。
- 近代立憲主義においては、憲法は国民の自由や、権利を保障するために国家権力を制限するルールです。決して、その時の政権が自らの価値観を謳い、あるいは国民に義務や道徳を課すものではありません。

民主党は、現行憲法の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」という基本理念及び象徴天皇制など日本社会に定着し、国民の確信にしっかりと支えられている諸原則は、これを尊重、堅持します。その上で、民主党は、現行憲法の基本理念を具現化し、真の立憲主義を確立するべく、以下の視点を中心に国民とともに「憲法対話」を進め、補うべき点、改めるべき点への議論を深め、未来志向の憲法を構想します。

基本的人権

- 基本的人権は、人間が人間として生まれてきたが故に、誰もが当然に享有する権利です。したがって、基本的人権は、他人の基本的人権との衝突を回避するために調整されることはありますが、「公益」や「公の秩序」に劣後するものではありません。
- この基本原理を踏まえて、環境権、知る権利など新しい人権を憲法にどのように位置づけるのか、議論を深めます。

国会

- 二院制を維持しつつ、例えば衆議院は予算、参議院は決算と行政監視など、役割分担を明確にするための議論を深めます。

平和主義と安全保障

- 国連憲章上の「制約された自衛権」に基づき、
 - ①平和主義
 - ②専守防衛

③徴兵制禁止

の原則及び、自衛隊に対する国会のチェック機能（民主的統制）を明確にするための議論を深めます。

地域主権

○次の原則、原理に基づいて、国と地方の役割を明確にするための議論を深めます。

- ①中央政府は外交、安全保障、全国的な治安の維持、社会保障制度などを担い、住民に身近な行政は地方自治体が担うこと。
- ②住民に身近な行政も、地方自治体間においては基礎的自治体が優先的に担い、基礎的自治体では担えないことを広域自治体が、広域自治体が担えないことを中央政府が担う、いわゆる「補完性の原理」を尊重すること。

改正手続き

- 憲法の役割は、国家権力の暴走、多数決の横暴などから国民の自由や、権利を守ることにあります。したがって、憲法の改正にあたっては、丁寧な議論を積み上げ、広範な合意の成立をめざすべきであり、その発議に衆参両院の総議員の3分の2以上の賛成を必要とする考え方には合理性があります。
- 憲法の議論を深める前に、改正の中身を問うこともなく、改正手続きの要件緩和を先行させることには、立憲主義の本旨に照らして反対です。